

第11編 港 湾 編

第1章 総 則

第1節 適 用

本章は、港湾工事，港湾海岸工事，漁港，漁場及び漁港海岸工事，その他これらに類する工事に適用するものとし，本共通仕様書又は**設計図書**に定めるものを除き，本章第2節の諸基準によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は，**設計図書**において特に定めのない事項については，下記の基準類によるものとし，これにより難しい場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。

なお，基準類と**設計図書**に相違がある場合は，原則として**設計図書**の規定に従うものとし，疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省港湾局編集

港湾工事共通仕様書

水産庁漁港漁場整備部編集

漁港漁場関係工事共通仕様書